
令和6年 第1回（定例）吉賀町議会会議録（第4日）

令和6年3月12日（火曜日）

議事日程（第4号）

令和6年3月12日 午前9時04分開議

- 日程第1 同意第1号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第2 同意第2号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第3 同意第3号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第4 同意第4号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第5 同意第5号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第6 同意第6号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第7 同意第7号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第8 同意第8号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第9 同意第9号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第10号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第11号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第12号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 人権擁護委員の推薦の件について
- 日程第14 議案第11号 吉賀町地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第12号 吉賀町自治会館の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第13号 令和5年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第14号 令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第15号 令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第16号 令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第17号 令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第21 議案第18号 請負契約の変更について（令和5年度林道滑峠線舗装改良工事）
- 日程第22 議案第19号 請負契約の締結について（令和5年度町道栃木線栃木橋補修工事）
- 日程第23 議案第20号 動産購入契約の締結について（吉賀町立小学校教師用指導書等整備事業）
- 日程第24 議案第21号 吉賀町手話言語条例の制定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 同意第1号 吉賀町農業委員会委員の任命について
日程第2 同意第2号 吉賀町農業委員会委員の任命について
日程第3 同意第3号 吉賀町農業委員会委員の任命について
日程第4 同意第4号 吉賀町農業委員会委員の任命について
日程第5 同意第5号 吉賀町農業委員会委員の任命について
日程第6 同意第6号 吉賀町農業委員会委員の任命について
日程第7 同意第7号 吉賀町農業委員会委員の任命について
日程第8 同意第8号 吉賀町農業委員会委員の任命について
日程第9 同意第9号 吉賀町農業委員会委員の任命について
日程第10 同意第10号 吉賀町農業委員会委員の任命について
日程第11 同意第11号 吉賀町農業委員会委員の任命について
日程第12 同意第12号 吉賀町農業委員会委員の任命について
日程第13 人権擁護委員の推薦の件について
日程第14 議案第11号 吉賀町地区集会所の指定管理者の指定について
日程第15 議案第12号 吉賀町自治会館の指定管理者の指定について
日程第16 議案第13号 令和5年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第17 議案第14号 令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第18 議案第15号 令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第19 議案第16号 令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第20 議案第17号 令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第10号）
日程第21 議案第18号 請負契約の変更について（令和5年度林道滑峠線舗装改良工事）
日程第22 議案第19号 請負契約の締結について（令和5年度町道栃木線栃木橋補修工事）
日程第23 議案第20号 動産購入契約の締結について（吉賀町立小学校教師用指導書等整備事業）
日程第24 議案第21号 吉賀町手話言語条例の制定について
-

出席議員（12名）

1番 桜下 善博君	2番 村上 定陽君
3番 三浦 浩明君	4番 桑原 三平君
5番 河村由美子君	6番 松蔭 茂君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君

9番 藤升 正夫君

10番 中田 元君

11番 庭田 英明君

12番 安永 友行君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	中田 敦君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 竜也君
税務住民課長	山根 徳政君	保健福祉課長	中林知代枝君
医療対策課長	渡邊 栄治君	産業課長	堀田 雅和君
建設水道課長	早川 貢一君	柿木地域振興室長	深川 千恵君

午前9時04分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程に入る前に、町長より発言を求められておりますので、これを許します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。本日もどうかよろしくお願ひいたします。開会に当たりまして、私の方から御報告なりを申し上げたいと思います。

案件につきましては、よしか病院等の開設に伴います職員派遣と、もう一つは医療対策課の移動についてでございます。

このことにつきましては、開設準備にかかります時間的制約の中で、なかなか報告の機会が取れず、大変申し訳ございませんでした。事後となりますが、本日改めて報告をさせていただきたいと思います。

まず、職員派遣についてであります。

今回の開設に当たりまして、国におきます派遣法、それから吉賀町の派遣条例の規定に基づき

まして、吉賀町と医療法入カタクリ会との間で、職員派遣に係る取決め書を先般締結させていただきまして、3月1日の開設日から令和9年2月28日までの期間におきまして、職員2名をカタクリ会の事務部の方へ派遣させていただいたところでございます。

今回、派遣をいたしましたのは、医療対策課で勤務しておりました任期付き職員であります松浦主査と齋藤主査の2名でございます。

続きまして、医療対策課の移動につきまして、報告を申し上げたいと思います。

地域医療をこれから継続していくためには、日常的に、今回改めて設立をさせていただきました医療法入カタクリ会との連携が大変重要でございます。そこで、役場本庁舎の2階で執務を執っておりました医療対策課につきましては、この際、よしか病院内に執務室として移動することとさせていただきました。

既に、大きな備品等の移動は完了いたしまして、先週の8日金曜日のところから病院の1階にあります旧談話室、こちらの方で事務を行っております。

なお、この医療対策課の構成についてでございますが、渡邊課長以下、正規職員につきましては4名、加えまして、会計年度任用職員1名、この5名体制でございます。今後、病院に出向かれる機会がございましたら、ぜひお立ち寄りをいただきたいと思います。

以上、よしか病院等の開設に伴います職員の派遣と、もう一つは、医療対策課の移動につきまして、御報告をさせていただきました。どうかよろしくお願ひいたします。

日程第1. 同意第1号

日程第2. 同意第2号

日程第3. 同意第3号

日程第4. 同意第4号

日程第5. 同意第5号

日程第6. 同意第6号

日程第7. 同意第7号

日程第8. 同意第8号

日程第9. 同意第9号

日程第10. 同意第10号

日程第11. 同意第11号

日程第12. 同意第12号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第1、同意第1号吉賀町農業委員会委員の任命についてから、日程第12、同意第12号吉賀町農業委員会委員の任命についてまでを一括議題といたし

ます。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、同意第1号から同意第12号までにつきまして、一括で上程をさせていただきたいと思います。

同意第1号吉賀町農業委員会委員の任命について、下記の者を吉賀町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、吉賀町□□□□□□□□、氏名、尾崎勝典、□□□□□□□□□□生まれ。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

提案理由であります。吉賀町農業委員会委員の任期は、令和6年5月22日で満了となり、次期委員を任命する必要があるためでございます。

以下、同意第2号以下につきましては、同意案件の文面が全て同じ内容でございますので、同意番号、それから住所、氏名、生年月日に限定して読み上げさせていただきたいと思います。

同意第2号、住所、吉賀町□□□□□□□□、氏名、河上政義、□□□□□□□□□□生まれ。

同意第3号、住所、吉賀町□□□□□□□□、氏名、河野雅俊、□□□□□□□□□□生まれ。

同意第4号、住所、吉賀町□□□□□□□□、氏名、河野達、□□□□□□□□□□生まれ。

同意第5号、住所、吉賀町□□□□□□□□□□、氏名、齋藤学、□□□□□□□□□□生まれ。

同意第6号、住所、吉賀町□□□□□□□□、氏名、田村薰平、□□□□□□□□□□生まれ。

同意第7号、住所、吉賀町□□□□□□□□□□、氏名、橋本修治、□□□□□□□□□□生まれ。

同意第8号、住所、吉賀町□□□□□□□□□□、氏名、藤井和子、□□□□□□□□□□生まれ。

同意第9号、住所、吉賀町□□□□□□□□□□、氏名、見川恒栄、□□□□□□□□□□生まれ。

同意第10号、住所、吉賀町□□□□□□□□□□、氏名、森下保、□□□□□□□□□□生まれ。

同意第11号、住所、吉賀町□□□□□□□□□□、氏名、山根里馬、□□□□□□□□□□生まれ。

同意第12号、住所、吉賀町□□□□□□□□□□、氏名、米田浩司、□□□□□□□□□□生まれ。

以上でございます。

なお、詳細につきましては、所管いたします産業課長の方から御説明申し上げますので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） おはようございます。それでは、同意第1号から第12号までの吉賀町農業委員会委員の任命につきまして、説明させていただきます。

参考資料を用いて説明させていただきます。紙の方の参考資料につきましては35ページ、タブレットのほうは、同意第12号の次のページをお開きください。

まず、1の公募でございますけど、今回定数の12名を、令和6年1月5日から2月5日までの期間で公募をいたしております。任期につきましては、令和6年5月23日から3年間ということになっております。

2の公募結果につきましては、男性が11名、女性が1名、12名ということで、募集した人数と同数という結果になっております。推薦・応募の内訳につきましては、個人による推薦が3名、本人の応募が9名の12名でありました。この推薦・応募の理由につきましては、5、農業委員会委員の推薦と応募の理由に記載しておりますので、お読み取りください。

紙の参考資料のほうでは、37、38ページ、タブレットの方は、そのままお進みください。また、戻っていただきまして、構成につきましては認定農業者の方が7名、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない方が1名、その他が4名という内訳で、農業委員会等に関する法律に規定されております認定農業者である個人や法人の役員が過半数を占めなければならないということと、農業委員会の利害関係を有しない中立委員が含まれるようにならなければならぬということの条件に当てはまるという結果になっております。

3の農業委員会委員候補者評価委員会の評価でございますけど、2月19日に開催いたしまして、応募、推薦された12名の方につきまして、農業委員会委員候補者として適正であるという判断をいたしまして、町長のほうへ報告を行ったところです。

任命予定者の年齢構成等につきましては、4の吉賀町農業委員会委員の任命予定者をお読み取りいただければと思います。紙の参考資料のほうでは36ページ、タブレットのほうはそのままお進みください。

以上、簡単でございますけど、説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、これより討論、採決を行います。討論と採決は、それぞれ議案ごとに、1号ごとに行います。

それでは、日程第1、同意第1号の吉賀町農業委員会委員の任命について討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第1、同意第1号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れないと認め、採決を締め切ります。

全員賛成です。したがって、同意第1号吉賀町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

----- • ----- • -----
賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

----- • ----- • -----
反対（0名）

○議長（安永 友行君） 日程第2、同意第2号吉賀町農業委員会委員の任命について討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、同意第2号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れないと認め、採決を締め切ります。

全員賛成です。したがって、同意第2号吉賀町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

----- • ----- • -----
賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
--------	--------

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

反対（0名）

○議長（安永 友行君） 日程第3、同意第3号吉賀町農業委員会委員の任命について討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、同意第3号吉賀町農業委員会委員の任命について採決を行います。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。

全員賛成です。したがって、同意第3号吉賀町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

賛成（11名）

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

反対（0名）

○議長（安永 友行君） 日程第4、同意第4号吉賀町農業委員会委員の任命について討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、同意第4号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れないと認め、採決を締め切ります。

全員賛成です。したがって、同意第4号吉賀町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

○議長（安永 友行君） 日程第5、同意第5号吉賀町農業委員会委員の任命について討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、同意第5号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れないと認め、採決を締め切ります。

全員賛成です。したがって、同意第5号吉賀町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

○議長（安永 友行君）　日程第6、同意第6号吉賀町農業委員会委員の任命について討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君）　賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、同意第6号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君）　押し忘れないと認め、採決を締め切ります。

全員賛成です。したがって、同意第6号吉賀町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

○議長（安永 友行君）　日程第7、同意第7号吉賀町農業委員会委員の任命について討論を行います。

ます。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君）賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、同意第7号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君）押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。

全員賛成です。したがって、同意第7号吉賀町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

○議長（安永 友行君）日程第8、同意第8号吉賀町農業委員会委員の任命についての討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君）賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第8、同意第8号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君）押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、同意第8号吉賀町農業委員会委員の任命については同意すること

に決定しました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

○議長（安永 友行君）　日程第9、同意第9号吉賀町農業委員会委員の任命についての討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君）　賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第9、同意第9号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君）　押し忘れないと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、同意第9号吉賀町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

○議長（安永 友行君）　日程第10、同意第10号吉賀町農業委員会委員の任命について討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君）　賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第10、同意第10号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君）　押し忘れないと認め、採決を締め切ります。

賛成多数です。したがって、同意第10号吉賀町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

賛成（10名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
中田 元君	庭田 英明君

反対（1名）

藤升 正夫君

○議長（安永 友行君）　日程第11、同意第11号吉賀町農業委員会委員の任命について討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君）　賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、同意第11号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。

全員賛成です。したがって、同意第11号吉賀町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

○議長（安永 友行君） 日程第12、同意第12号吉賀町農業委員会委員の任命について討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第12、同意第12号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、同意第12号吉賀町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君

庭田 英明君

反対（0名）

日程第13. 人権擁護委員の推薦の件について

○議長（安永 友行君） それでは、日程第13、人権擁護委員の推薦の件についてを議題とします。

このたび、お手元に配付したとおり、小濱みどり氏を候補者として推薦したいと意見を求められております。答申案の朗読については省略をします。

お諮りします。本件はお手元の答申案のとおり、意見を付して答申したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。日程第13、人権擁護委員の推薦の件については、お手元の答申案のとおり、意見を付して答申することに決定をしました。

日程第14. 議案第11号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第11号吉賀町地区集会所の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については、質疑が保留してありますが、質疑の前に町長のほうから発言を求められていますので、これを許します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、質疑の前でございますが、私の方から発言をさせていただきたいと思います。

今回の、今議案となりました日程第14、議案第11号の吉賀町地区集会所の指定管理者の指定について、それから、後刻に議題となります日程第15の議案第12号吉賀町自治会館の指定管理者の指定の2件についてでございます。

これまで全員協議会で御説明をさせていただいたり、それから議案上程の際にいろいろな御質疑、御意見等をいただいたところでございます。

この件につきましては、令和2年の9月の全員協議会で、少し時間的には経過しておりますが、そのときに全員協議会で御説明させていただいた、御理解をいただいたというふうに承知をしておりますが、このことを改めて担当の方から御説明をさせていただいて、御理解をいただきたいと思います。

説明する内容につきましては、この後、ペーパーを配付させていただいた上で、企画課の深川課長のほうから御説明させていただきたいと思います。これまでの経過のおさらいと、それから、

それに付随して、これからどういった対応を町執行部として行っていくかということを御説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、今町長が言われたように、資料を配付しますので、しばらくお待ちください。

それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、ただいま配付をさせていただきました令和6年度3月4日議会提出、議案第11号、12号関係資料、自治会館及び地区集会所の管理について、このペーパーで説明をさせていただきたいと思います。

先ほど、町長もお伝えさせていただいたとおり、令和2年全協の内容、その経過の説明と、今年度、それから来年度以降のスケジュールと対応について説明をさせていただきたいと思います。

まず1番、経過等というところで、令和2年9月、全員協議会において配付をしていただきました資料の中の4番、今後の在り方（案）というところと、5、今後のスケジュールについてという関係する2点、抜粋をして、進めさせていただいております。

特に、5番、今後のスケジュールについてというところを見ていただいたらと思うんですけれども、令和3年度、自治会館指定管理の継続、地区集会所の町有地土地使用料の免除、自治振興奨励金の対象経費の変更、民地借り上げ料等の上乗せ補助というところ、こちらは後ほども申し上げますけれども、実施をしていく。

令和2年度以降2つありますて、新1、振興交付金導入、地区集会所の拠点整備化、このあたりが少し、皆さんというか、住民の方含めて説明ができていなかったというところで、スケジュールでお示しをさせていただきながら御理解をいただいたらと思います。

ページをめくっていただきまして、裏面になります。先ほどの地区集会所の拠点化というところですけれども、こちらの説明をさせていただいたらと思います。拠点化、整備化とつくと、どうしても新しい建物を造るぞというイメージが先行されるかもしれませんけれども、今ある集会所をさらなる活用をしていただきたいというようなところで、新しい建物をつくるということではございません。地区集会所の拠点整備化については、関係する自治会等がそれぞれ管理をしている集会所について、その中から拠点集会所を定め活動するとした場合、自治会館と同様の取り扱いをするといったもので、イメージを下の図に示しております。

関係する自治会等ということにさせていただいたのは、今実態として集会所を管理する主体というのが自治会長である場合、大体いろんなパターンがあるんですけども、昔で言う大字単位に1つの場合は自治会長さんが管理されていることが多いです。大字単位に2つ、3つある場合は、例えば自治委員さんだったりとか、固定の、例えば集会所の一番近くの方が管理をしていたいているとか、そういうふうな状況があるということから、関係する自治会等ということで

示しております。

このイメージ図を見ながら説明を聞いていただいたらと思うんですけども、この関係する自治会等の管理する集会所が、例えばA集会所、B集会所、C集会所とあります。実態として、地域の実態様々で、自治活動というのが、環境美化活動、親睦・交流活動、社会福祉活動、防犯・防災活動、慶弔、地域行事、行政への要望等、多岐にわたるという範囲が、例えばA集会所だけで完結をしているもの、もしくは、この図で示したように、関係する自治会等ということで、A、B、C、3つの集会所が一緒にこういう活動をしているもの、いろいろなケースがあると思います。その場合、矢印のほう進んでいただいて右側、拠点化するということで、A集会所を拠点集会所としましょうと。役場のほうで協議していただいて、拠点集会所にしましょうということになれば、先ほど申し上げたとおり、自治会館と同等な扱いをさせていただきたいというふうに考えております。

地域におけるメリットとしましては、これ、それぞれまた地域でお話しをしていただいてということにはなるかと思うんですけども、今までA、B、C、それぞれを地域で負担をしていただいていたというところが、B、C、2つの集会所になるということで、A、B、Cの集会所に関わっていた方々で、応分の費用等で負担をしていただければ、少しでも軽くなるのかなというふうにこちらは考えています。

3番目、まとめのほうに移らせていただきます。今後のスケジュール、先ほど示しましたうち、令和3年度から自治会館の指定管理料の見直しを行うとともに、集会所の浄化槽管理費や土地代の一部を自治振興奨励金の対象経費とする変更を行っております。

2番目、新自治振興交付金の導入や、地区集会所の拠点整備化については、例年4月に開催される自治会長会で資料を配布し、情報提供に努めてまいりました。

3番目、新自治振興交付金については、コロナ禍後の活動を踏まえるためにも、関係団体等と再度協議をした後に、今年度中に具体的な提案をしたいと思います。

4番目、地区集会所の拠点化については、あくまでも自治会等の意向を尊重しながらということになりますけれども、拠点化に向け、意欲のある自治会等に対しては、詳細な説明を行わせていただき、その実現に向けて検討をしていきたいと考えております。

5点目です。こちらは、今までと少し方向性が違うんですけども、近年、自治委員制度における幾つかの自治委員が解散をしております。こちらも危機的な状況になる前にというところもありますが、集落の自治について、コロナ禍前後の状況を再度丁寧に把握して、必要があれば支援等を検討をしていきたいというふうに考えております。

この何年間か、なかなか進んでいなかったということをおわびをさせていただきまして、以上、今後のスケジュール等を示させていただいたということで、御理解いただいたらと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当課の詳細説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ただいま説明をしていただいたところの、今後の在り方の付近にあります今後のスケジュールについてのところで、地区集会所の町有地土地使用料の免除はいいんですけれども、民地借上料、民地を借り上げて、そこに集会所が建っている場合に、自治振興奨励金のほうで上乗せの補助というふうなのは今されていますが、これはあくまでも一部です。もう一度、一部としていることに対しての御説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） 今、民地借り上げの場合の上乗せの補助というところですけれども、実際に、今補助をしているというところでいうと、今年でいうと14か所になります。そのうち、計算の方法なんですけれども、土地評価額の1%相当というところで考えて計算をさせていただいております。自治体の契約金額は様々ありますし、その全額ということではなくて、今のところといいますか、評価額の1%というところで、上乗せの経費を自治振興奨励金で計上をしております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 1%ということですが、一般的な話を申しますと、土地をお借りをするときに、今の1%じゃなくて3%相当というのは一般的に言われるところです。そうなりますと、トーンが合わせにくいというような話もありますが、一般的なところでの3%というそこら辺を基準にするのは妥当ではないかというふうにも考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） 今、民間地借り上げの地元と自治会が契約をしている金額、全てちょっと把握ができていなくて申し訳ないんですけども、今1%でいったときに、自分の地域でいうと、ほぼほぼ同額になっているということもありますし、1%はあまりにも過少だというふうには考えておりません。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 次の12号の関連でもいいんですか。同じ集会所と自治会館……

○議長（安永 友行君） 関連があるんで、後でもよかつたら。ちょっと中身は私のほうでは分からんので、お任せします。

○議員（1番 桜下 善博君） 質問します。

○議長（安永 友行君） はい、どうぞ。

○議員（1番 桜下 善博君） この今日、資料をいただきましたが、つまり、自治振興奨励金の対象にするというところが、新しく検討されたということと私は思うんですが、実際には、もっと端的に言いますと、何も変わってないんですよ。自治会館には指定管理料を払うが、地区集会所については今までどおりだと。これが、5年たって、また今から5年間をやると、内容は全然変わってないです。今の資料をもらいまして、そういう検討されたということ、全員協議会で説明されたということですが、現実的には何も変わってない。不公平感が継続するということだと思うんですが。5年前に、本当にこれで紛糾したときに、議員は、日曜日に集まってまで、このことの関係したんですよ。で、町長が不退転の覚悟でこれを検討するということで、議会は一旦納得したわけですが、この5年間で、資料がありますが、これだけなんですね。

町長が不退転の覚悟でやるというふうに言った割には全然進んでないということが実態なんですが、これについて何をどう検討したのか、詳しくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 結局、今回の集会所と自治会館の取り扱いを検討させていただいて、その結果として、令和2年の9月29日の全員協議会で、まあ今日は提供させていただいていませんが、相当数のペーパーを全員協議会で提出させていただいて、それで御説明させていただいた。まさにそれが結論であります。結論であります。

ですから、今日ワンペーパーで配付をさせていただいて、1ページのほうにあります、今後の在り方、自治会館の在り方、それから地区集会所の在り方、これを当面の方針として対応させていただきますという、まあ御提案なり御説明をさせていただいたのが、令和2年9月29日の全員協議会であります。言わばこれが結論であります。

で、一番問題なのは、やはりこの地区集会所と自治会館、旧柿木エリアにあります自治会館の指定管理料のお話ということでございますが、これはもう自治会館というのは、合併協議会のときにおきまして、施設の譲渡のこと、いわゆるその維持管理をどうするかということで、合併協定項目の中でこれは残していくということになっておりましたので、当然のことながら、そうしたことの精査をさせていただいた上で、自治会館とそれから地区集会所の経費のところを検討していくかなければならないということで、この4、今後の在り方の案にありますような内容で、指定管理料等の精査をさせていただいたということがありました。

で、もう一つ課題として残りましたのは、いわゆるその旧柿木エリアでいうところの自治会館が、いわゆる一定程度のエリアを集約する形での活動の拠点でありますので、これを旧六日市エリアでもやはり、同等の扱いをしていかなければならぬのではないかという議論の中で、今説明をさせていただいた地区集会所の在り方として、これを活かしながら、その拠点化を図ってい

るということです。

これは2ページのところにイメージ図で上げておりますけれども、これあくまでこうした拠点化の整備を、ハードでなくて当然拠点化をするその地区集会所を定めるということなんですが、一つの方法といたしまして、これを行政がイニシアチブを取って、どんどん地区に出かけていくて、こうした拠点化を進めてくださいという方法もあると思います。しかし、私が思いますのは、やはりそうしたことを行行政がごり押しをする、このごり押しというのは適切な言葉ではないかも分かりませんが、行政が、これをやはり先導してやる、これができるかも分かりませんが、それは決して住民の方の意にかなわないところかも分かりません。そうすると、こうした拠点化することによって、なかなか制度が続いていかない、支障を来していくということがやはり多分に懸念をされるということで、行政のスタンスといたしましては、今日のペーパーにもあります、それから令和2年のペーパーにもはつきり書いてあるんですが、あくまで、自治会等の意向を尊重してということにしております。自治会のほうで意欲的にこうした地区集会所、基幹的な拠点の集会所を造って、一定程度のエリアの中で地区活動をしていくんだという意欲のある自治会があれば、そうしたことが出してくれれば、行政といたしましては、今柿木が行っておるような自治会館と同等な指定管理料であったり、それから全体としての経費の軽減を図るような制度設計をしていきましょうということです。

今私が申し上げたことは、私も確認のために令和2年9月29日の全員協議会での説明をさせていただいて、その後にいろいろ質疑をいただいておりますので、その会議録を私も確認をさせていただきました。

以前、この全員協議会のところで私の発言をした内容がどうかということも含めて確認をさせていただきました。

1番議員のほうからの質問をいただいておりまして、令和2年9月29日のときに同じような御質問がございました。これに対して私のほうも、これは決して行政主導でやることではなくて、今私が申し上げたような、意欲のある自治会等が出してくれれば、その辺に対する支援をさせていただきますと。

それから、ほかの議員からも同等な御意見がありまして、そのときにほかの議員のほうからは、そうやろうという意欲のある地域から一つずつ立ち上げていく、そういう方法を取らないとなかなか難しいんじゃないかと思いますけど、そういったことをやられるのかどうかということをお聞きしたと思います。こうした質問でございます。

これに対しても、私は1番議員と同じような答弁をさせていただいていまして、私のほうからは、私は行政の方が決めるつもりは毛頭ございません。そういうやり方は自治振興であったということでいえば、まちづくりあるいは地域づくり、決して成功しないというふうに思っております。

す。むしろ、住民の方が先陣を切ってといいますか、住民主体でやはりやっていただくのが私は一番いいと思います。そうでないと、決してその形はできても長続きはしないんだろうと思います、というような答弁をさせていただきました。

やはり、地域づくり、まちづくりというのは、主役は住民の方でありますので、自治会でありますので、そうした皆さん方が今申し上げておりますような拠点化に向けて意欲があれば、それに向けて行政のスタンスとすれば、支援をしっかりさせていただくというようなことで、令和2年のときも、それから今回も御説明させていただいているところでございます。

この2年のときから本日まで、何ら変わったものはないというような御意見でございますが、これやはり変えてはいけないということでございます。令和2年の9月の全員協議会で皆さんのほうへ御説明をさせていただき、さらにそれで御理解をいただいたというふうに我々は承知しておりますので、そのスタンスは変えることなく、これからも住民の皆さんにしっかり認識をしていただいて、そうした意向があれば、ぜひそれに沿っていきたいということでございます。

自治会長会、年度当初毎年行っておりますが、企画課長が申し上げましたように、自治会の会議の資料の中にもこうした内容を盛り込ませていただいて、行政としてのスタンス、方向性を皆さんのはうにはお知らせをさせていただいております。ぜひこうした意向に沿って地域の皆さん、お困り事が大変多いかと思いますので、そうしたこと、複数のエリアでの自治会いろいろお話をさせていただいて、こうした声を行政のはうに届けていただいたらということでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 令和2年に説明しておるということで、それはそれでいいんですが、今日いただいた資料の中に、柿木地区の5自治会館の指定管理料を何に使われているかというのを資料いただきましたが、どこの自治会館も、光熱費が主なのです。例えば、福川であれば、半分以上が光熱費です。どこもそうなんですが、せめて、全部とは言いませんが、旧六日市地区の集会所でも大きい小さいの差はありますが、せめて、申請があった大きい集会所につきましては、光熱費だけでも補助をするというふうな検討はできないでしょうか。全く、集会所に対しては補助がないのですが、自治会館と同じように、立ち位置の違いは分かりますが、自治会館と同じような、光熱費については、申請があった集会所については補助すると、そういうことはできないのでしょうか、お伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 集会所でいえば、当然旧六日市エリアもありますし、旧柿木エリアも地区集会所はあって、町内全体で約50か所くらいあるというふうに承知しておりますが、これはやはり、現状では指定管理料につきましては、地区集会所については、一定の免除とか、自治振

興奨励金のほうへ上乗せをするというような取り扱いもさせていただいた上で、指定管理についてのいわゆるコストについては、住民皆さんに負担していただくということになると思います。

規模の大きい地区集会所というお話でございます。確かに、町内では、幾らか規模の大きいところがあります。私の地元、立河内でございますが、その規模感と、ほかの集会所、やや大きいところもあります。やはり大きい地区集会所があるということは、その自治会の構成員が多いということだろうと思います。ということは、平準化をすると、住民一人当たりでいうと、割り込んでいくと、その負担は恐らく同じくらいになるのではないかと思いますので、今の1番議員のほうから御提案のございましたことを仮にやるのであれば、その50か所ある地区集会所の中で、今申し上げたような住民一人当たりのコストのところをやはり見た上で、そこへかなりのひらきがあるということであれば手だてをする必要があろうかと思います。検討もしなければならないかと思いますので、そこはこれから課題ということで、また担当課の方で精査をさせていただきたいと思います。

御提案いただいた御意見につきましては、しっかり受け止めさせていただきますが、そのあたりの精査については、これからさせていただきたいなと思っております。

以上であります。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） この紙だけではちょっと理解できないんですけど、拠点集会所に、例えば私どもの集会所がなった場合は、自治集会所と全く同等になるのかということをまずお聞きしたいんですが。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、拠点集会所になった場合にどのような取り扱いになるのかという、文書でいうと、自治会館と同等の取り扱いということだと思うんですけれども、今回の指定管理の自治会館にはお支払いをしているということで、同じような取り扱いになるという、指定管理料を支払う、維持管理費のところの仕組みであるのかなというふうに、指定管理料はゼロでなくなる、払うということになると思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 光熱費とか経費なんかは全ていいということですか。それと、拠点集会所になるにはどういう、ただ、なりますという、それでいいのか。何かネックというか、あるんですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まだ具体的な自治会の方から御提案がないので、先走ったようなことを

言うようになるかも分かりません。誤解があつてはいけませんが、自治会館と同等の、拠点化をする地区集会所の定義については、基本的にはないというふうに私は理解しています。

例えば、8番議員のお膝元でいうと、地元に樋口の集会所がありますけど、隣の地区集会所でいいますと、例えば、田野原、それから下に行きますと蔵木という、例えばこの3つの地区集会所の自治会のエリアで今、それぞれの地区集会所の自治会のエリアで行っている自治会活動を、なかなか地区集会所の維持管理が難しくなった。それから少子化とか高齢化の中で、自治会活動が非常に希薄になって難しくなった。この際、この広いエリアで自治会活動を連合でやっていきましょうということになったとき、じゃ、その拠点はやっぱり要りますねと。じゃ、例えば中心にある樋口の集会所を、今お示しをした拠点地区集会所としていきましょうと。こういうことを3つの自治会、例えば田野原、樋口、蔵木の自治会の中でお話ををしていただいて、ぜひこうした形で、今日お示しをした、この絵のような形で自治会活動を拠点にして、樋口とやっていきたいということであれば、そうした意向を行政に届けていただく。そうすると、制度設計をしていくわけですので、そのときに、先ほど言いましたように、A地区集会所が拠点化になれば、これに對しての指定管理料を自治会館と同じような形で積算をしてお支払いを調整はします。

そうすると、どういったメリットがあるかというと、Aの地区集会所を管理しておった住民の皆さん、自治会は、今度は実質問題、拠点はこのコストがかからないわけです。そうすると、BとCの地区集会所を管理している自治会の方は、いわゆる応分の負担ということでいうと差異が出てきますから、これをA、B、Cの地区集会所を管理しておられる自治会全体で割り込む。そうすると平準化されますから、全体の拠出するコストが下がってくるということになりますので、こうした方法論を具体的に話していくというのが、行政とそれから拠点化をして自治会活動をやっていきたいという、そこの協議だろうと思います。

ですから、この拠点化をする、拠点となる地区集会所の定義というのは私はないと思います。ですから、この拠点となる地区集会所は、大きいところもあれば小さいところもあるかと思います。それは関係する自治会等で話していただいて、こういった活動をしていく。そのための拠点の集会所をどこにしたいんだということがあれば、そのような動きに沿うような形で行政のほうと協議をさせていただくということありますので、具体的な拠点集会所となるためのその集会所の規模感であったり、そうしたことは我々は持ち得ておりません。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） A、B、Cと集会所があつて、Aがなつた場合に、Aが経費等を均衡するために、B、Cに支払うという、それで均衡になるというふうに理解したんですが、そういうことなのかということと、もう一点は、B、CとAとでは活動の内容がかなり違うケースが生まれると思うんですよね。そこら辺がどう取りまとめていったらいいかという、その辺もま

だ分からんのですが、その辺は、役場のほうでは何か考えを持っているのですか。

以上です。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まちづくりとか地域づくりとか地域振興というのは、これは決まったものはありませんので、それぞれ皆さんと考えておられるような形で私はやっていただければいいというふうに思っています。

ですから、自治会の規模によって、今8番議員が言われるよう、やっていることも随分違うと思います、お隣の自治会と。ですから、いろいろとそれをやる上でお困り感があれば、それは皆さんと話し合いをしていただいて、俎上に上げていただいて、どういったやり方をしていくか。

ですから、A、B、Cの自治会で、集会所を中心に拠点してやっておったものを、それはそれとしてやりましょうと。でも、A、B、C全体の3つの自治会のこのエリアで新しいものをまたみんなでやっていこうじゃないかということになると、私はそれでもいいと思うんです。むしろその方がいいと思うんですけど。

そうしたことを、やはりいろいろ考えていただくのが自治会活動だと思いますので、行政が、ああしなさい、こうしなさい、こうでないとできませんよ、こうでないと集会所の拠点化は許可できませんということではありませんので、少し広いエリアの中で、自治会活動を少しまた本格的にやっていきたい、広範的にやっていきたいという向きがあれば、ぜひこの地区集会所の拠点化についてやはり考えていただきたいなというふうに思っています。

その上で、やはり先ほどから何度も申し上げますが、行政としてお手伝いできるところ、特にこの指定管理料の部分だろうと思いますが、そこについてはしっかり検討させていただきたいと思います。

それから、いわゆる地区集会所の経費の支払い方のお話がありましたが、これも、例えばA、B、Cということで言うと、このA、B、Cの自治会の中でいろいろ考えていただければ私はいいと思います。仮に、Aが拠点集会所になると、ここでの自治会の方は負担が要らないということになりますよね。ただ、それではBとCは面白くないでしょう。だから、8番議員が言われたように、AのほうからBとCに幾らか負担をしていただく。あるいは、A、B、Cで合算をして、それを割る3にするとか。

要するに、いずれかの方法を取れば、このABCで今コストをかかっておったものが下がってくるわけですよ。独居の方がおられなくなったり、よそへ転出をされたりして、本当に世帯数が随分落ちていますから、小さい地区集会所でも、維持しようと思えば大変だと思います。そこを広いエリアで考えていただいて、お互いの負担を軽減していくということに私はつながると思いますので、ぜひそうしたことも含めて、自治会の方でしっかりと御検討していただければ幸いか

なというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今、町長も言われましたように、維持しようと思えば大変と。本當大変です。特に、集落内の戸数がもう半減しているような中で、そういう中でリスク分担表、例えば施設設備の損傷のところでいく経年劣化によるもの、1件当たり10万円未満のものについては、指定管理者となっておりますけれども、非常に10万円というと大金でありまして、そういうところから考えて、リスク分担表の考え方を地区集会所については、再検討をぜひお願ひしたい。

今、結論というわけではありませんが、その検討についてどのように考えられるのかということでお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 貴重な御意見、ありがとうございます。なかなか公の施設、指定管理者の皆さんに本当にお願いをさせていただいて、一律でリスク10万円まではぜひお願ひしますと、こういったつくりで分担表をつくっておりますけれども、やはり今御意見がありましたように、地区集会所、これは自治会館も含めてだろうと思いますけれども、自治会活動をするのに、本当に世帯数が少なくて、徴収するのが大変負担になっているところは十分承知しておりますので、直ちにということは難しいかも分かりませんが、そこら辺りのことを勘案させていただいて、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第14、議案第11号吉賀町地区集会所の指定管理者の指定についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	藤升 正夫君
中田 元君	庭田 英明君

反対（1名）

大庭 澄人君

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午前10時04分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に続き、会議を再開します。

日程第15. 議案第12号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第12号吉賀町自治会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についての質疑は保留しておりますので、これを許します。質疑はありませんか。——ありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 私は、議案第12号に反対をします。

反対の理由は、先ほど町長から詳しい説明がありました。説明は説明として理解をしております。

自治会館と集会所の立ち位置の違い、これも十分に理解しております。また、先ほど町長から、集会所の大小について精査をし、検討するという踏み込んだ答弁がありましたが、精査をし検討ということを大変尊重はしますが、この議案は5年前と何も変わっておりません。その立場で反対をします。

つまり、私が言いたいのは、自治会館の指定管理料を批判するというのではなくて、それであ

れば、旧六日市地区の集会所にも自治会館と同じ、指定管理料と同じような、金額は当然違いますが、何かしらの補助をするべきだと思います。

合併して18年以上たっておりますが、この集会所と自治会館については不公平だと、何も是正されていません。合併時にいろんなことがありました、柿木地区と六日市地区では正されまして、ほとんど平等になっております。しかしながら、この件だけは、合併して18年たってもいまだに自治会館には指定管理料を出す。六日市の集会所には出さない。何も変わっていません。

私は、これは言葉はちょっときついですが、不公平だと思っております。私も地元の集会所で議会報告会をやります。このことをいつも議題に出しますが、誰一人今の制度に納得をしている地区民はありません。私は町民の声を代弁するものとしまして、これも反対の理由の一つであります。

今朝、資料をもらいましたが、自治会館の指定管理料、今5地区ありますが、半分以上は光熱費であります。であれば、先ほど議論しましたが、旧六日市地区の集会所の光熱費、やはり集会所の大小がありますが、申請をされたところについては光熱代として出すとするのが平等だと思っております。

今ここで反対しなければ、また5年間、この不平等の指定管理料について、また5年間いきるわけです。どうか皆さん、この不平等をぜひ解消するべきだと私は思っております。

先ほど町長から説明がありましたが、説明を聞いた上で反対をいたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） 次に、賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） もう一度繰り返します。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第15、議案第12号吉賀町自治会館の指定管理者の指定についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。

賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（9名）

村上 定陽君	三浦 浩明君
桑原 三平君	河村由美子君
松蔭 茂君	河村 隆行君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（2名）

桜下 善博君	大庭 澄人君
--------	--------

日程第16. 議案第13号

○議長（安永 友行君）　日程第16、議案第13号令和5年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。——ありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君）　質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君）　賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第16、議案第13号令和5年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。
賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君）　押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君

庭田 英明君

反対（0名）

日程第17. 議案第14号

○議長（安永 友行君）　日程第17、議案第14号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補助予算（第4号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君）　よろしいですか。質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。
これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君）　賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第17、議案第14号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君）　押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

反対（0名）

日程第18. 議案第15号

○議長（安永 友行君）　日程第18、議案第15号令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。——ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第18、議案第15号令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第19. 議案第16号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第16号令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 歳出で、7ページのところの一般管理費で、一般管理事務費として電算システム開発負担金となっていますが、このシステム開発の内容について説明を求めます。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。

電算システム開発負担金につきましては、国保連合会のほうへ支払いをする負担金でございまして、令和6年4月から介護保険制度の改正がございますので、その制度改正に対応する開発負担金ということで計上させていただいております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） この制度改正の中身についてお聞きしたいです。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。

制度改正についてでございますが、具体的な内容といたしましては、今ちょっと持ち合わせておりませんので、後ほど……

○議長（安永 友行君） 資料を見て説明されるそうで、資料をちょっと求める時間がかかりますので、しばらく休憩します。一応休憩します。二、三分で。

午前10時29分休憩

午前10時33分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

中林保健福祉課長の答弁残りがありますので、それをまず回答していただきます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。

それでは、令和6年4月の制度改正の内容についてお答えさせていただきます。

6点ございまして、まず1点目でございます。

1号保険料の負担のあり方の見直しというところでございます。

それから、2点目につきましては、介護報酬改定対応というところでございます。

3点目、介護療養型の医療施設に係る介護保険法等の有効期限の対応。

4点目、地域包括支援センターに係る改正。

5点目、福祉用具、介護等の対象科目の追加。

6点目、総合事業における継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化。この6点でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第19、議案第16号令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第20. 議案第17号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第17号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 予算書の25ページ、土木費の土地対策費で、地籍調査事業費の減額ですけれども、説明あったかもしれませんけれども、もう一度御説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 山根税務住民課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） 失礼いたします。

この委託料につきましては、要望額に対する内示額、決定額、交付金の内示額、決定額が減ったというものと、入札減でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 入札減のほうは幾らですか。（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） 資料が下にあるので分からぬうで、ちょっと休憩します。

午前10時38分休憩

.....

午前10時48分再開

○議長（安永 友行君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般会計補正予算の答弁残りです。山根課長の方から答弁してもらいます。山根税務住民課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） 大変失礼いたしました。

減額の主な内容につきましては、要望に対する決定額で、要望に対して47%ということで、この減額のほとんどがそこの決定がされなかつた事業費ということになります。

入札減につきましては4工程ございまして、合計で50万7,000円の入札減の集計となつております。ですので、要望に対する決定額のつかなかつた予算につきまして、約900万円の減額ということでございます。失礼いたしました。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 25ページの商工費ですが、負担金補助及び交付金というところで、商工振興総合費というのがございますが、この説明欄には、事業実績というような説明であつたかと思いますが、この事業実績が例年に比べて予算額が多くて残ったのか、それとも、今の現状から見て、商工会さんのほうがなかなか元気がないというようなことから事業実績が減つたのか、その辺のことをちょっとお尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えいたします。

この事業の中身なんんですけど、新しくお店とかを開業したいということに対しまして補助金を支給するといった事業でございまして、当初、予定しておりました開業したいという方が2件いらっしゃったんですけど、結果的に、開業するのを先延ばしにしたということもございまして、減額したという経過がございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 予算書25ページの土木総務費、急傾斜地崩壊対策事業負担金、これは桃谷とか言われたんですが、この事業、どのようにこれから進んでいくのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃいますとおりに、樺谷の急傾斜地の崩壊対策事業でございます。集会所がございますけれども、そこから上流部に向かって、非常に山が急峻でございまして、落石等がたくさんあります。そこに対する急傾斜対策事業を入れていくということでございまして、実は、地図、切り図に錯誤がありまして、事業自体が地籍調査をしていただいて、きちんと整理しないとできないという状況でございました。その地籍調査が終わりましたので、事業のほうを再開させていただきます。今年度、令和5年度分は設計、それから調査等々で事業が進んできたということでございます。今年度で設計が終わりましたので、来年度からは事業が具体的に工事が進んでいくというふうに考えております。単年度ではもちろん終わりませんので、複数年をかけて事業を進めていこうということで動き出したということです。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 続きまして、24ページの農業振興費で、007のハウスの整備事業と担い手経営、これ減額になっているのですが、どういうことか、詳細にお願いします。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えいたします。

ハウスの整備につきましては、ハウスを建てたいという方に対しまして補助金を支給するというものでございますけれども、当初、5人の方で18棟ハウスの整備をしたいということがございましたけど、結果的に資金の借り入れができなかつたとか、様々な理由で、2人の方が取りやめをしたということと、入札減、それによります減額ということでございます。

それから、担い手のほうなんですけど、中核的担い手ということで、1,000万以上の認定農業者等に補助金があるという制度でございますけど、これも結果的に取りやめになったという方と、入札による減ということで減額をしているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 29ページの保健体育施設費、修繕料と改修工事費が減額になっております。先日の説明で、六日市体育館のドアというふうに説明がありましたが、これは器具室のドアでしょうか、それとも玄関のドアでしょうか。

それで、令和6年度のほうへ申し送りということなんですが、このドアにつきましては相当老朽化してしまって古くなっていますが、なぜ今年度内に改修ができないのか、それについてお伺いします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。

おっしゃるとおり、体育館の戸です。場所については器具庫の戸でございます。

5年度のところで改修を計画しておりました。当初、戸を取り替えるということで計画をしておったんですが、今年度、その計画を実行するに当たって、あそこの戸が上部にレールがあって、そこからつっているという状況になっています。このレールの部分を取り替えをしないと修繕できないというところが今年度になって分かりまして、それを含めて、今年度のところはちょっと断念させていただいて、新年度のところでレールの部分も含めての修繕という形でやらせていただきたいというところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。——11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 予算書の24ページの、先ほど質問がありました上の006、環境保全型農業の件ですが、150万円。オーガニックビレッジ宣言をして、有機農業を広めていかなければならないというときに、この減額なんですが、どういう理由での減額かお示しをいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えいたします。

メニューの中に、冬季湛水というメニューがございますけど、農業用水路の災害等被災によって、計画していた冬季湛水ができなかつたということからの減額でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 関連ですが、これは一法人の減収分だと思いますけど、農業法人にとったら、150万円の捻出というのはかなり大きいわけですよ。そこで、無理な質問かも分かりませんけど、その工期を前倒しするとかというような方法はとれないわけでしょうか。冬季湛水は多分、2か月、3か月でしたかね。3か月の水があればいいわけですので、そこら辺のところの考慮も農業を進めていく上には必要ではないかと思いますけど、どのように考えておられますか。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えいたします。

議員がおっしゃられるとおり、3か月間冬季湛水をしないといけないということで、役場のほうに、今からやりますよということになれば、職員が行って確認をして、期間中も、深水が10センチから15センチちゃんとありますよという確認をしながらやっているところではございますけど、災害復旧工事との兼ね合い等ございまして、なかなか3か月間の冬季湛水をあてることができなかつたということでございます。

工事の方を何とか早めることができれば、水をあてられるかというふうに思っていますが、現実問題として、工事がなかなかできなかつたということから、3か月間あてられなかつたという

ことで、今、これ国庫補助金でもございまして、県の報告等ちゃんと写真をもって報告しないといけないということもございまして、それがなかなかできなかつたということから、致し方なく申請を取り下げたということからの減額でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 22ページです。地域医療対策費です。住宅費の改修ができなかつたということで、2,400万円の減額になつておりますが、これは以前、3戸改修ということで、3,000万円予算が上がつておりますが、その分の対象なんでしょうか、この2,470万4,000円の減額について、少し詳しくお聞きします。

○議長（安永 友行君） 渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

地域医療対策費の改修工事の減額でございますが、こちらについては議員がおっしゃられるように、9月に補正予算を組ませていただきました3棟の改修分3,000万円の減額でございます。

それについては、アスベストのほうの調査も一緒にしたところ、やはりアスベストが少し出たというようなところで、少し設計の方も遅れたところがありまして、工期がしっかりと取れないとことから、令和6年度のほうへ改めて予算を確保して、今予算を上程しているところでございます。

3,000万円の減額なんですが、2,400万円となつてある残りについては、間に合わないということで、集合住宅があるんですが、そちらのほうを代わりに修繕が少し500万円程度で、4戸修繕をさせていただいたということで、そちらについては、工事が終つたということで、新たに入られる医師については、まずはこちらの方に入つていただこうということで、対応させていただいたところです。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第20、議案第17号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第10号）を採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第21. 議案第18号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第21、議案第18号請負契約の変更について（令和5年度林道滑峠線舗装改良工事）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第21、議案第18号請負契約の変更について（令和5年度林道滑峠線舗装改良工事）を採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
--------	--------

三浦 浩明君 桑原 三平君
河村由美子君 松蔭 茂君
河村 隆行君 大庭 澄人君
藤升 正夫君 中田 元君
庭田 英明君

反対（0名）

日程第22. 議案第19号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第19号請負契約の締結について（令和5年度町道桟木線桟木橋補修工事）を議題とします。

本案についても質疑が保留しておりますので、これを許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第22、議案第19号請負契約の締結について（令和5年度町道桟木線桟木橋補修工事）を採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（10名）

桜下 善博君 村上 定陽君
三浦 浩明君 桑原 三平君
河村由美子君 松蔭 茂君
河村 隆行君 藤升 正夫君
中田 元君 庭田 英明君

反対（1名）

大庭 澄人君

日程第23. 議案第20号

○議長（安永 友行君）　日程第23、議案第20号動産購入契約の締結について（吉賀町立小学校教師用指導書等整備事業）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君）　賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第23、議案第20号動産購入契約の締結について（吉賀町立小学校教師用指導書等整備事業）を採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君）　押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第24. 議案第21号

○議長（安永 友行君）　日程第24、議案第21号吉賀町手話言語条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今、町内に手話ができる方、何名くらいおられますでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 町内で手話ができる方ということでございます。通訳者といたしまして1名いらっしゃいます。それから、手話奉仕員の研修を2年に一度でございますが、手話奉仕員の養成講座を2年かけて行っております。そういった奉仕員の養成講座を受講された方につきましては、30名くらいおられまして、役場の職員の中でもそういった職員もいるという状況でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今、手話奉仕員というのがありましたけど、それは、どなたでも受けられるのか、また、どういう方法で参加できるのか、それをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼します。

今年度、4年、5年度で開催をさせていただいておりまして、そのときには、4年の春に、ホームページあるいはサンネットさんのほうで募集をかけまして、応募をいただいた方で、あゆみの里さんの方へ委託をいたしまして、講習をしていただいている状況でございます。

4年度、5年度におきましては、基本的には土日を中心に講習をさせていただいておりまして、4年度、5年度につきましては、2名の方が終了して、修了証を交付させていただいたところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 資料の中に、吉賀町において手話が独自の言語であるという認識は町民に定着していないと、手話への理解が十分であると言えない状況であるというふうに書いてありますが、このことについて、今後の町民の皆さんにしっかりと理解をしてもらうようなことにつきまして、町としては今後どうするのかということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。

ただいま上程をさせていただいておりますが、吉賀町、それから隣の津和野町のほうも、3月議会で同様の条例を上程させていただいているところでございます。

こちらを可決いただいた際には、両町でホームページや、あるいはサンネットを通じまして、町民の皆さんにこういった条例が可決されたということと、それから手話については、言語として定められたということで、広く皆さんに周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 条例は分かるのですが、条例というのはあくまでもペーパーです

よね。具体的に条例制定は分かるのですが、具体的に町としてはどういうふうに取り組むのかということを聞きたいわけですが、何か予定、計画がありますか。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。

ただいまの啓発のところも含めまして、先ほども申し上げました手話奉仕員の養成講座でございますが、それを来年度におきましては、吉賀高校生の1、2年生を対象に、2年間をかけて養成講座を行っていきたいというふうに考えております。

そこには、今までどおり町民の方で受講されたいという方におかれましては、一緒に受けいだくような環境を整えていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 関連になります。養成講座などを積極的に活用するということでしたけれども、この条例の7条で、町の仕事として、例えば事務所なり、学校、教育現場なり、行政、役場の窓口なり、こういう資格を持って、実際に現場で働く方が必要になると思うんですけれども、その人材の確保とか、育成というのは、この養成講座でやると理解してよろしいですか。町独自で何か特別な計画があれば、お示しをいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。

先ほど申し上げました養成講座でございます。今、あゆみの里さんのはうへ委託をいたしまして、実施をしていただいているところでございます。町内では、1名通訳者の方もいらっしゃいますが、そういう養成講座を活用しながら、職員、それから町民の方々、そういう方が、受講しやすい環境を整えまして、それを拡充していきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 6条の事業者とあるのですが、そういう講座とかを始める方のことを事業者と言われるのか、それともちゃんとした計画を持ってやられるのか、そこをお伺いします。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。

第6条に規定をされている事業者という部分でございますが、町内にあります事業所を想定しております。事業所の中でも、身体障がい者の方、聾者の方、そういう方を雇用されているところもあるかと思いますので、そういうところにつきましては、商工会と連携をして、協力を仰いでいきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、今、町長のほうから発言を求められておりますので、それを許します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、少し時間をいただきまして、この件について私の方から、今回提案いたしましたその思いについて申し上げて、全議員の皆様の御理解を賜りたいと思います。去る2月26日に開催されました全員協議会におきまして、保健福祉課の担当者より、今回上程いたしました条例案についての御説明をさせていただいたところでございました。

この中で、まず説明をさせていただきましたのは、これまでの現状についてであります。手話は、手や指、体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語であります。聾者の方は、手話で物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの意思疎通に欠かせない手段として手話を大切に育て、発展させてまいりました。

平成18年に国際連合で採択された障がい者の権利に関する条約におきまして、手話は独自の言語として位置づけられ、これを受けて平成23年に改正された障害者基本法におきましても、手話が言語に含まれることがはつきり明記されたところでございます。

こうした状況下における吉賀町の現状についてであります。先ほど少し質疑もございましたが、残念ながら、当町においては、手話が独自の言語であるという認識は、町民の皆様にはまだまだ定着をしておらず、手話への理解が十分であるとは言えない状況下にあると思います。このため、手話及び聾者に対する理解を広め、誰もが尊重し合い、心豊かに健康で安心して暮らすことができるまちづくりを目指すために、今回、吉賀町手話言語条例の制定について、議会の方へお願いをさせていただいたところでございます。

そして、この条例制定によりまして、町民の皆様や事業所の皆様に御協力をいただきながら事業を推進してまいりたいと思っております。

具体的には、講演会や手話奉仕員養成講座などの開催により、手話に対する理解と普及を図るとともに、役場窓口や医療機関受診時に手話通訳者を設置するなどして、利便性の確保にも努めてまいりたいと思っております。

私自身も、これまで1回だけではございましたが、町内で手話を勉強されておられるテベールというサークルに参加させていただいたことがございました。そもそもテベールという名称でございますが、これは手話だけに手でしゃべる、これをもじって命名されたというふうにお伺いしております。

当日は皆さん大変真剣な面持ちで、なつかつとも生き生きした表情で熱心に取り組んでおられました。私も、手話は初めての経験ではございましたが、とても有意義な時間を過ごすことができたという印象に残っております。

例えば、おはようございます、それからこんにちは、それからこんばんは、こうした基本的な単語を私はその場で習得をさせていただくことができました。

また、私はこれまで手話は手の動きだけだというふうに考えておりましたが、表情や口の動きも非常に重要だということも知りました。手話ができなくても話す相手の口の形を読み取って意思疎通を図る聴覚障がい者の方も多くおられるそうあります。そのような方たちにとって、コロナ禍でマスクの着用機会が常識となったここ数年は、本当に厳しい毎日であったというふうに認識しております。

このような私自身の経験も踏まえた上で、議案上程をさせていただいております。今回、3月定例会においては、当町に加え、先ほどお話がありましたように、お隣の津和野町でも議案上程されたと伺っております。先行して制定しておられる益田市とともに、この圏域3市町がそろって条例制定することによりまして、障がいの有無に関わらず、基本的人権を有する、個人として尊重される社会の実現に向けた機運が、この益田圏域総体として醸成されることを大いに期待しているところであります。ぜひとも、全議員の皆様の御賛同をいただきまして、この条例の可決を賜りますことを、私の方からも最後にお願い申し上げまして、少し時間をいただきましたが、私からの御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） ただいま、町長のほうからの説明もありましたが、それについての質疑があれば、質疑を許します。ありませんか。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） それでは、質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 私は、この吉賀町手話言語条例の制定について賛成であります。

今まで、聾啞者、障がい者と健常者との隔たりがどうしてもあった。町民皆がこれを理解して、手話ということを理解して、皆さん、全部手話ということにはならんか分かりませんが、せめて挨拶ぐらいからでも始めて、隔たりを縮めると、こういうふうにしていけば、町民、お互いに共生して、地域の社会振興も図られると思います。

ぜひ、この条例に賛同されることを願いまして、賛成の討論といたします。

○議長（安永 友行君） それでは、反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第24、議案第21号吉賀町手話言語条例の制定についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れないと認め、採決を締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

○議長（安永 友行君） それでは、以上で本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会といたします。

午前11時25分散会
